

入札説明書（総合評価落札方式）

平成22年2月2日修正版（赤文字箇所を修正）

中部地方整備局飯田国道事務所の平成22年度 飯田国道事務所道路情報管理業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1. 公告日 平成22年1月20日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局飯田国道事務所長 柳 武市
長野県飯田市東栄町3350

3. 業務概要

(1) 業務名 平成22年度 飯田国道事務所道路情報管理業務（電子入札対象案件）

(2) 業務目的 本業務は飯田国道事務所において、安全で円滑な道路交通を確保するため、道路情報の収集及び各種監視装置・観測装置の監視、関係機関・関係者への連絡、道路利用者への情報提供などの道路情報の管理を閉庁日及び平日の昼夜を問わず継続して実施するものである。

(3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・道路情報の収集及び提供（道路情報板等操作含む）
- ・他機関との情報交換
- ・各種の監視装置及び気象観測装置の監視、事象発生時におけるCCTVによる状況把握
- ・観測及び記録データの整理保存

(4) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

- ① 専門的な技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案について
- ② 本業務における守秘性、中立・公平性の確保について

(5) 履行期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日を予定している。

(6) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は特記仕様書第7条に示すとおりとする。

(7) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(8) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・業務実施報告書 1式

・打合せ資料 1式

(9) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

(10) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ・電子入札システムによる手続きは、同じICカードにて手続きを行うこと。ただし、使用していたICカードについて、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、発注者の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他のICカードに変更することができる。
- ・当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- ・電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- ・以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

(11) 本業務の契約書(案)、特記仕様書(案)は別冊のとおりである。

(12) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の対象業務である。

(13) 担当部局

〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所

①契約関係

経理課契約係

電話：0265-53-7201

FAX：0265-53-7213

E-mail：keiikok@cbr.mlit.go.jp

②技術関係

管理第一課管理係

電話：0265-53-7205

FAX：0265-53-7212

E-mail：keiikok@cbr.mlit.go.jp

4. 競争参加資格

4-1. 基本的要件

入札参加希望者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

①予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当

しない者であること。

- ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 21・22 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4-2. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成 12 年度以降に完了した以下に示す業務（平成 21 年度完成予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有すること。
- ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社等（注 3）公益法人（注 4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した発注者支援業務、公物管理業務（河川又は道路）、CM 業務、PFI 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務。

注 1) 特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信

研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む）

注2）地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）とする。

注3）地方公社等とは、地方道路公社法に基づく「道路公社」、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注4）公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人とする。

注5）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

※各業務の具体は、別紙－2「発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績一覧」による。

4－3．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（1）予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・道路管理支援士（※1）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者
- ・RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）またはRCCMと同等の能力を有する者（※2）（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者
- ・道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者（※3）

※1 「道路管理支援士」とは、中部地方整備局が実施する施設等管理支援技術者の認定要件に該当する者で、『施設等管理支援技術者認定委員会』委員長が認定した「道路管理支援士認定証」を受領した者

※2 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※3 「行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

（2）予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成21年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向、又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務（道路）

類似：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が發注した公物管理業務（道路）
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が發注した土木工事に関する發注者支援業務、土木設計業務（道路）、調査検討・計画策定業務（道路）、管理施設調査・運用・点検業務（道路）、土木工事の監理技術者

（3）手持ち業務量

① 平成22年4月1日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年4月1日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は当該配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、

当該配置管理技術者を、以下の 1) から 4) までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該配置予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去 5 年間の同種業務における業務成績が 75 点以上である者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の 1) から 4) までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
- 1) 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 過去 5 年以内の同種業務で業務成績が 75 点以上の業務における業務管理者としての経験を有する者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

4-4. 競争参加資格確認申請書に対する要件

(1) 技術提案書の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術提案書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

5. 競争参加資格確認申請書の提出等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに別紙-1の様式-1、技術提案書フィールドに別紙-1の様式-2~8をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
 画像ファイル JPEG及びGIF形式
 圧縮ファイル LZH形式

ただし、競争参加資格確認申請書の容量が3MBを超える場合は、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送で提出すること。郵送又は電送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送又は電送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

- ① 郵送又は電送する旨の表示
- ② 郵送又は電送する書類の目録
- ③ 郵送又は電送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・ 提出期間：別表②のとおり。
- ・ 提出先：3. (13) ①と同じ。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を飯田国道事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

(4) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限日をもって行うものとする。

(5) その他

- ① 分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ② 提出された競争参加資格確認申請書は、返却しない。
- ③ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の差し替え及び再提出は認めない。
 ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合にはこの限りではない。
- ④ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先 3. (13) と同じ。

(6) 競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

① 競争参加資格確認申請書内容の留意事項

競争参加資格確認申請書について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。

なお、競争参加確認申請書の様式は、別紙－1の様式－1～8（A4判）に示され

るとおりである。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
企業の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書の提出者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・4-2.(3)に規定する業務に関する実績を対象とする。 ・平成12年度以降に完了した業務とし、平成21年度完了予定見込みの業務も対象とする。 ・記載する件数は最大2件とする。 ・記載様式は様式-2とし、1件につき1枚以内に記載する。
予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。 保有資格の資格証等の写しを添付すること。 ・手持ち業務は平成22年4月1日現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する。 手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。 ・当該地域での業務実績について、記述している中部地方整備局管内で行った業務の実績を1件記載する。業務実績とは発注者の別、同種・類似などの業務種別に関わらず、当該地域で受託した全ての業務をいう。 ・記載様式は様式-3とする。 ・競争参加資格確認申請書の提出者と「直接的な雇用関係」にあることを証明する資料（様式自由）を添付すること。
予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・平成12年度以降に完了した業務とし、平成21年度完了予定の業務も対象とする。 ・記載する件数は最大2件とする。 ・競争参加資格確認申請書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。 ・記載様式は様式-4とし、1件につき1枚以内に記載する。
業務実施体制(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－５とする。
業務実施体制(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者を記載する。 ・競争参加資格確認申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、実施体制（１）の欄に企業名等と分担業務の内容を記載すること。 ・本業務に従事予定の担当技術者の人数を記入すること。 ・記載様式は様式－５とする。
営業拠点の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内の営業拠点 (本支店及び営業所等で配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を記載する。 ・記載様式は様式－６とする。
実施方針・実施フロー・工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制について簡潔に記載すること。 ・記載様式は様式－７とし、１枚以内に記載すること。
評価テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書３．（４）に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は様式－８とし、１テーマにつき１枚以内に記載すること。

② 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

6. 競争参加資格確認の通知及び理由の説明

競争参加資格確認通知の日は別表②の日を予定する。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局飯田国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(休日を含まない)以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：3. (13) ①に同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

7. 入札説明書及び積算基準資料等に対する質問の受付及び回答

- (1) 入札説明書及び積算基準資料等に対する質問がある場合においては、文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール(着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
 - ①質問の受付先：3. (13) ①と同じ。
 - ②質問の受付期間：別表③のとおり。
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
 - ①閲覧場所：飯田国道事務所 1Fロビー掲示板
 - ②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

8. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適

当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の配分点は 30 点とする。

③技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記 1)、2)、3) の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

- 1) 予定技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針等
- 3) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

④技術評価点における評価基準

- 1) 予定管理技術者
 - ・資格
 - ・専門技術力（同種及び類似業務の内容）
 - ・情報収集力
- 2) 実施方針等
 - ・業務の理解度
 - ・実施体制
- 3) 評価テーマ
 - ・的確性
 - ・実現性

(3) 技術評価点を算出するための基準

技術提案書の内容について、評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点				判断基準	評価のウエイト
	管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容		
予定管理技術者の経験及び能力					下記の順位で評価する。 ① 以下のいずれかの資格を有する者 ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門一建設） ・ 道路管理支援士 ・ 一級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者 ② 以下のいずれかの資格を有する者 ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者 ・ 道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者 ・ 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者	① 5 ② 3
		専門技術力	業務執行技術力	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績が2件ある。 ③ 類似業務の実績がある。	① 5 ② 3 ③ 1
		情報収集力	地域精通度	過去10年間の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績	下記の順位で評価する。 ① 飯田国道事務所管内における同種又は類似業務実績がある。 ② 中部地方整備局管内における同種又は類似業務実績がある。 ③ 上記の実績がない。	① 5 ② 3 ③ 1
実施方針	業務理解度				業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施体制				配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合に優位に評価する。	20
評価テーマに	全体	評価テーマの整合性			評価テーマ間の整合性が高い場合に優位に評価する。	5

対する 技術提 案	評価テ ーマⅠ	専門的 な技術 力を活 用し、 本業務 を的確 に実施 するた めの提 案につ いて	的確性	本業務における留意点を十分に理解し、関係機 関や道路利用者へ情報提供を行う上での対応策 が的確な場合に優位に評価する。	10
			実現性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が 網羅されている場合に優位に評価する。	5
	評価テ ーマⅡ	本業務 におけ る守秘 性、中 立・公 平性の 確保に ついて	的確性	本業務における留意点を十分に理解し、提供さ れた情報に対する守秘性、中立・公正性を確保 する上での対応策が的確な場合に優位に評価す る。	10
			実現性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が 網羅されている場合に優位に評価する。	5

(4) 技術提案に基づく業務

採用した提案内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減
ずる等の措置を行う。

9. ヒアリング

(1) 以下のとおり配置予定管理技術者に対してヒアリングを行う。

- 1) 実施期間：平成22年2月18日～平成22年2月23日
- 2) ヒアリングの時間は別途通知する。

(2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について確認を行う。

- 1) 配置予定管理技術者の経歴について
- 2) 配置予定管理技術者の業務実績について
- 3) 業務の着眼点・実施方針について
- 4) 評価テーマについて

10. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。(紙入札の場合も同じ。)

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を

得た者は、紙により飯田国道事務所経理課まで持参すること。

なお、FAX・郵送による入札は認めない。

(3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

1.1. 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

1.2. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

1.3. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会いは不要）入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

1.4. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けているもの、その他開札の時において4.に掲げる要件のないものは、競争参加資格がない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

(2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。

1 5. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。

（１）配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去 5 年間の同種業務における業務成績が 75 点以上の業務における管理技術者の経験を有する技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。
- ② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 2 億円、件数で 5 件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の 1) から 4) までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - 1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該配置管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去 5 年間の同種業務における業務成績が 75 点以上である者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

（３）再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の 3 分の 1 以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

（４）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と（１）①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

1 6. 手続における交渉の有無 無

1 7. 契約書作成の要否

業務等委託契約書（総価契約）により、契約書を作成するものとする。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

18. 支払条件

支払い条件については、下記を予定している。ただし、契約金額又は履行期間によって変更する場合がある。

前払金 無

部分払金 3 回以内

19. 火災保険付保の要否 否

20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：3.（13）①と同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

21. 再苦情申立て

- (1) 6.（3）及び21.（2）の回答に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間
 - ①受付窓口 中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
 - ②受付時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

22. 関連情報を入手するための照会窓口

3.（13）に同じ。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札

運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書が無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

(4) 直接的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

(5) 競争参加資格確認申請書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。なお、提出された競争参加資格確認申請書は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

(7) 競争参加資格確認申請書の提出後において、原則として競争参加確認申請書に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(8) 電子入札システムは閉庁日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

(9) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。

「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

各民間認証局に問い合わせること。

ただし、競争参加資格確認申請書提出、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、

〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350

中部地方整備局 飯田国道事務所経理課

電話 0265-53-7201 へ連絡すること。

(11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

・競争参加資格確認申請書受付表（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせ

る。)

- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付票
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書
- ・再入札通知書

(12) 本業務にかかる落札決定は、平成22年4月1日とするが、当該業務にかかる平成22年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

(13) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争参加資格のある者として選定されるためには開札の日において一般競争（指名競争）参加資格申請書の認定を受けていなければならない。

なお、平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成22年 2月16日
②	競争参加資格確認申請書の提出期間	平成22年 1月21日から 平成22年 2月 9日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成22年 1月21日から 平成22年 2月22日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成22年 3月 5日10時00分から 平成22年 3月 8日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年 3月 9日11時30分 飯田国道事務所入札室

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局 飯田国道事務所長
柳 武市 殿

提出者) 住 所
電話番号
F A X
会社名 ○○建設コンサルタント(株)
代表者 役職名 氏名 印
作成者) 担当部署
氏名
F A X

業務の名称 平成 2 2 年度 飯田国道事務所道路情報管理業務

平成 2 2 年 1 月 2 0 日付けで手続き開始の公告のありました平成 2 2 年度 飯田国道事務所道路情報管理業務に係る一般競争入札の参加を希望するので、技術提案書を添付の上、提出いたします。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者ではないこと並びに本申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が 3 MB を超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送（締切日時必着）で提出すること。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

別紙－ 1

(様式－ 2)

企業の平成 1 2 年度以降に完了した実績 (平成 2 1 年度完成予定含む)

(最大 2 件まで)

業務名	
TECRIS の登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

・ 予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日		才	
③所属・役職					
④保有資格 技術士（部門： 分野： ） ・登録番号： ・取得年月日： 土木学会特別上級、上級又は一級技術者 ・登録番号： ・取得年月日： R C C M（部門： ） ・登録番号： ・取得年月日： R C C Mと同等の能力を有する者（部門： ） ・登録番号： ・合格年月日： 1級土木施工管理技士 ・登録番号： ・取得年月日： 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上（〇.〇.〇～〇.〇.〇 実務経験〇年） 道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上（〇.〇.〇～〇.〇.〇 行政経験〇年） 道路管理支援士 ・登録番号： ・取得年月日：					
⑤同種又は類似業務の経験（平成12年度以降（平成21年度完成予定含む））（2件まで）					
業務分類		業務名 （TECRIS 登録番号）		発注機関	
発注者としての実務経験 （従事機関名）		役職		従事期間	
⑥手持業務の状況（平成22年4月1日現在） 管理技術者、担当技術者となっている契約金額500万円以上 （ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の前頭に【低】を付して記載すること。）					
業務名（TECRIS 登録番号）		発注機関		履行期間	
				(契約金額合計 万円)	
⑦当該地域での業務実績（平成12年度以降）					
地域（都道府県・市町村名）		業務名（TECRIS 登録番号）		発注機関	
				履行期間	

※評価項目及び評価点を考慮のうえ、資格及び実績について記載すること。

※保有資格の「R C C Mと同等の能力を有する者」は合格証の写しを添付すること。

※業務分類は、入札説明書の4-3.(2)に示す「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」・「類似業務」の何れかを記載する。

予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務分類	
業務名	
TECRIS の登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	〇〇技術者として従事
技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

- ※ 業務分類は、入札説明書の 4－3. (2) に示す「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」・「類似業務」の何れかを記載する。
- ※ 〇〇には、「管理」「担当」の何れかを記載
- ※ 業務の概要及び業務の技術的特徴については具体的に記載すること。

・業務実施体制（1）

分担業務の内容	備 考

注1：業務の分担について記載する。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・業務実施体制（2）

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数 人		

・ 本業務の営業拠点の所在地

会 社 名	営業拠点の所在地

・ 業務の実施方針、実施体制

・ 業務フロー

・ 工程表

項 目	業 務 工 程							備考
	4月	月					3月	

※本様式はあくまで実施方針、実施体制、実施フロー、工程表を簡潔に記載するように例示したものであり、配分、レイアウト等は問わない。

・ 評価テーマに対する技術提案

評価テーマ： 専門的な技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案について

・ 評価テーマに対する技術提案

評価テーマ： 本業務における守秘性、中立・公平性の確保について